

平成28年度
広島県発達障害ペアレントメンター事業
～市町説明会～

報告書

平成29年3月

実施：特定非営利活動法人広島自閉症協会

～ 目次 ～

序文 「療育」から「発達支援」へ

第1編 改正発達障害者支援法における家族支援

第2編 ペアレントメンター、ペアレントメンター事業とは

第3編 広島県におけるペアレントメンター事業の方向性について

資料編 広島県ペアレントメンター事業実施要綱（案）H28.11.1 版
他地域の事例

- 参考資料 ○ペアレントメンター事業の推進団体
○参考図書について

序文 「療育」から「発達支援」へ

○地域社会で「育ち」を支えるということ

昭和から平成の変わり目で、共働き世帯数と専業主婦世帯数がほぼ同数となってから、10年程はほぼ拮抗して推移していたが、世紀の変わり目頃より男女共同参画社会への意識変化だけでなく、経済的な要因も含めた様々な背景のもとで共働き世帯数は年々増加し、2015年には専業主婦世帯の1.5倍以上となった。

また、ひとり親世帯もこの25年間で約1.5倍に増え、児童がいる世帯に占める割合も4%から7.6%とほぼ倍となっている。さらに、子育てと高齢介護が重なるなど、子どもに障害のあるなしに関わらず、子ども・家庭を取り巻く環境は大きく変わり、「子育て」に多くの親が難しさを感じる時代へととなっている。

発達障害など、生来的に「育ち」と「子育て」において困難さのある子のいる家庭において、上記の課題が顕在化、先鋭化し困難事例へと発展やすいのは当然のことと言える。それ故に、発達に課題のある子の養育者に「療育」指導・支援をすることに留まらず、「育ち」のベースキャンプである「家庭（家族・養育者）」を地域社会で支援し「育ち」を支えるといった、広義の療育＝「発達支援」の充実が求められている。



○広島県でのペアレントメンターへの取組は・・・

平成28年に改正施行された発達障害者支援法においても、家族等への支援について、一層の関心と充実の必要性が示されている。また、当事者家族間での共助的活動への支援が必要である旨も明示された。

具体的な家族支援として、厚生労働省では、(1)ペアレントトレーニング、(2)ペアレントプログラム、(3)ペアレントメンターを取り上げ、推進を図っている。

(もちろん、こうした保護者の子育て力の向上への支援だけでなく、経済的なサポート、生活支援等、家族支援の範囲はもっと広い。)

そのなかで、診断間もない保護者に対して、障害のある子の子育てへの不安を和らげて、子育てへの自信回復に有効とされる、ペアレントメンター事業は、親による親支援の取組みとして広がり期待されている。

広島県での発達障害児・者家族への支援の現状を振り返ると、(1)ペアレントトレーニングについては、単発的な動きや別の形態での取組みはあるものの、まだ実効性を十分に感じられない状況である。また(2)ペアレントプログラムおよび(3)ペアレントメンターについてはほぼ手が付けられていない状況といえる。

特定非営利活動法人広島自閉症協会では、従前より家族支援の充実を訴えてきた。当協会の自主活動としても、療育相談会の開催、保護者同士の茶話会や療育・子育てに関する研修会、ならびに一般に向けての啓発セミナー等継続して取り組んでいる。その一環として、平成28年度においては広島県とも協働し、広島県でのペアレントメンター事業の導入を目指して、下記の2つの事業に取り組んだ。

1. 広島県ペアレントメンター導入検討事業（広島県委託事業予算 281 千円）
県内各市町の発達障害支援担当部局に、ペアレントメンターに関する理解促進、ペアレントメンター事業の現況と広島県での取組方針を理解し、各市町でペアレントメンター事業導入推進のための説明会を開催した。
（2回・H28年6月および11月、本報告書の発行）
2. 家族支援従事者養成プログラム（損保ジャパン日本興亜財団助成 500 千円）
県内関係者にペアレントメンター事業を含む家族支援の従事者を養成することを目的に、セミナー（2回・H28年6月、H29年4月予定）、ペアレントメンター事業コーディネーター導入研修会（H29年1月）を開催した。

本報告書は、1の広島県ペアレントメンター導入事業における市町説明会資料を元に、広島県ならびに県下市町での今後のペアレントメンター事業展開におけるリファレンスとしての活用を念頭にまとめたものである。

関係者の一助となれば幸いである。

平成29年3月

特定非営利活動法人広島自閉症協会
理事長 小野塚 剛

ペアレントメンター事業（H28～）

H28年度 体制整備の開始

【目的】 広島県におけるペアレントメンター事業の体制整備に係る検討を行う。

	H28. 4－6月	7－9月	10月－12月	H29. 1月－3月
市 町		ペアレントメンター事業の実施について検討		
ペアレントメンター事業 （広島自閉症協会へ委託）	第1回市町説明会 （6/15）		第2回市町説明会 （11/1）	
県		7月 市町等へ調査 （発達障害関係施策調査）	次年度予算検討	
広島自閉症協会	公開セミナー （6/11）		ペアレントメンターコーディネーター 導入研修会(1/15)	関連セミナー （4/1）
県発達障害者支援センター	地域支援体制マネジメント事業による市町支援			

H29年度～ 推進体制の整備

- ①市町等関係者会議の開催
- ②家族支援体制に必要な人材を養成するための研修の実施
 - ペアレントメンターコーディネーター・インストラクター研修
 - ペアレントメンター養成研修 等

平成28年度ペアレントメンター事業市町説明会 実施次第

第1回: 《日時》平成28年6月15日(水) 14:00~16:45

《場所》合人社ウエンディひと・まちプラザ(広島市まちづくり市民交流プラザ)
北棟5階 研修室B (広島市中区袋町6番36号)

1. 説明「発達障害児(者)支援施策に係るペアレントメンター事業について」
報告者 広島県健康福祉局障害者支援課地域生活・発達障害グループ
事業調整員 渡邊 かおり
2. 講義「広島県におけるペアレントメンター事業について」
講師 一般社団法人日本自閉症協会理事
特定非営利活動法人広島自閉症協会理事長 小野塚 剛
3. ワークショップ
進行 一般社団法人日本自閉症協会理事
特定非営利活動法人広島自閉症協会理事長 小野塚 剛

第2回: 《日時》平成28年11月1日(火) 14:00~17:00

《場所》広島県庁農林庁舎1階 101 会議室

1. 説明「広島県におけるペアレントメンター事業について」
講師 一般社団法人日本自閉症協会理事
特定非営利活動法人広島自閉症協会理事長 小野塚 剛
2. 事例紹介「熊本県のペアレントメンター事業の状況について」
講師 熊本県北部発達障害者支援センター「わっふる」 木佐貫 奈々
3. 質疑応答及び意見交換

主 催 特定非営利活動法人広島自閉症協会, 広島県

第 1 編

改正発達障害者支援法における家族支援

改正 発達障害者支援法

平成28年8月1日から施行！

平成17年に施行された「発達障害者支援法」が、今年、改正されました。

発達障害って何？

調査では9割近い人が「発達障害」を知っているとされますが、
では**具体的には？** ご存じですか？

必要なことは？

発達障害の方には、周囲の支援や配慮が必要です。
発達障害に対する**正しい理解と普及が求められています！**

法改正でどうなるの？

「発達障害者支援法」改正のポイントは、下の3つ。

1人1人の発達障害者の、日常生活や社会生活を支援します。

「改正発達障害者支援法」3つのポイント

1 ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に、「切れ目のない」支援を実施することを目的規定に追加しました。

2 家族なども含めた、きめ細かな支援

教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援などの**規定の改正**を通じて、きめ細かな支援を推進します。

3 地域の身近な場所で受けられる支援

地域の関係者が課題を共有して連携し、**地域における支援体制を構築することを目指します。**
また、可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるように配慮します。

【東京タワー・ライト・イット・アップ・ブルー】

毎年4月2日は、国連の定めた「世界自閉症啓発デー」です。 (Licensed by TOKYOTOWER)
自閉症をはじめとする発達障害への理解啓発の一環として、全国各地でライトアップイベントが行われます。

▶ 発達障害に関する情報は「発達障害情報・支援センター」の
ホームページをご覧ください。

発達障害情報・支援センター

検索

「発達障害情報・支援センター」では、ご本人、ご家族の方、発達障害を知りたい方、発達障害に関わる方（支援者）などに対して、発達障害に関する情報をわかりやすく提供しています。

発達障害者支援法の一部を改正する法律 概要

- 障害者をめぐる国内外の動向…障害者権利条約の署名(平成19年)・批准(平成26年)障害者基本法の改正(平成23年)等
- 発達障害者支援法の施行の状況…平成17年の施行後、約10年が経過



発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正

第1 総則

- (1) 目的(第1条)
切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定
- (2) 発達障害者の定義(第2条)
発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの
※ 社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- (3) 基本理念(第2条の2)
発達障害者の支援は
①社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
②社会的障壁の除去に資する
③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う
- (4) 国及び地方公共団体の責務(第3条)
相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備
- (5) 国民の責務(第4条)
個々の発達障害者の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める

第2 発達障害者の支援のための施策

- (1) 発達障害の疑いがある場合の支援(第5条)
発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言
- (2) 教育(第8条)
発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進
- (3) 情報の共有の促進(第9条の2)
個人情報保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる
- (4) 就労の支援(第10条)
主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努める
- (5) 地域での生活支援(第11条)
性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援
- (6) 権利利益の擁護(第12条)
差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすること
- (7) 司法手続における配慮(第12条の2)
司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮
- (8) 発達障害者の家族等への支援(第13条)
家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

第3 発達障害者支援センター等

- (1) センター等による支援に関する配慮(第14条)
センター等の業務を行うに当たり、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮
- (2) 発達障害者支援地域協議会(第19条の2)
支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

第4 補則

- (1) 国民に対する普及及び啓発(第21条)
学校、地域、家庭、職域等を通じた啓発活動
- (2) 専門的知識を有する人材の確保等(第23条)
専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害者の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施
- (3) 調査研究(第24条)
性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

第5 その他

- (1) 施行期日(附則第1項)
公布日から3月内の政令で定める日
- (2) 検討(附則第2項)
国際的動向等を勘案し、知的発達に疑いがある者等について実態調査を行い、支援の在り方について検討等

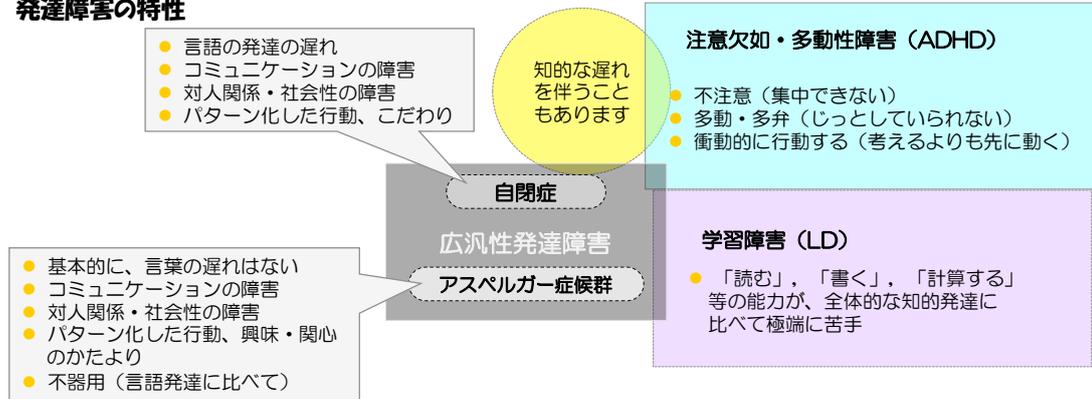
発達障害の定義

(法第2条関係)

定義(第2条)

- この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
- この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。
- この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

発達障害の特性



※注意欠陥多動性障害については、近年、欠陥という言葉が好ましくないという考えもあり、「注意欠如・多動性障害」と言い直されている例もあります。以降、このハンドブックでは「注意欠如・多動性障害」と表記します。

引用一部改編:厚生労働省発行「発達障害の理解のために」

児童の発達障害の早期発見等

(法第5条関係)

児童の発達障害の早期発見等(法第5条)

- 市町村は、母子保健法第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない
- 市町村の教育委員会は、学校保健安全法第十一条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない
- 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報提供及び助言を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関(次条第一項において「センター等」という。)を紹介し、又は助言を行うものとする
- 市町村は、対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない
- 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする

改正する法律案に対する附帯決議(平成28年5月24日 参議院厚生労働委員会)

- 小児の高次脳機能障害を含む発達障害の特性が広く国民に理解されるよう、適正な診断や投薬の重要性も含め、発達障害についての情報を分かりやすく周知すること。
- 特に、教育の現場において発達障害に対する無理解から生じるいじめ等を防止するには、まずは教職員が発達障害に対する理解を深めることが肝要であることから、研修等により教職員の専門性を高めた上で早い段階から発達障害に対する理解を深めるための教育を徹底すること。

発達障害者の家族等への支援

(法第13条関係)

発達障害者の家族等への支援（法第13条）

- 都道府県及び市町村は、**発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため**、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族**その他の関係者**に対し、**相談、情報の提供**及び助言、**発達障害者の家族が互いに支えあうための活動の支援**その他の支援を適切に行うよう努めなければならない

改正する法律案に対する附帯決議（平成28年5月24日 参議院厚生労働委員会）

- 発達障害と診断された者及びその家族が適切な支援を受けることができるよう、**ペアレントメンター等による心のケアも含めた相談・助言体制構築の支援を強化すること。**
- その際、個々の障害の特性や家族状況に対応できるよう、夜間等の相談・助言体制の構築についても留意すること

*ペアレントメンター：

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

参考：新旧対比（第13条）

- 旧（発達障害者の家族への支援）
 - 第13条 都道府県及び市町村は、**発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため**、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対して、**相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。**
- 新（発達障害者の家族等への支援）
 - 第13条 都道府県及び市町村は、**発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため**、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の**家族その他の関係者**に対し、**相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援**その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

(参考) 厚生労働省の発達障害支援施策における「ペアレントメンター」の位置づけ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

発達障害者支援施策の概要

1 発達障害者の地域支援体制の確立

発達障害者支援体制整備

都道府県・指定都市において、発達障害者やその家族に対して、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、保健所、保育所などの支援関係機関のネットワークを構築するとともに、ペアレントメンター（※1）の養成とその活動を調整する人の配置、アセスメントツール（※2）の導入を促進する研修会などの実施、家族対応力の向上を支援するペアレントトレーニング（※3）や当事者の適応力向上を支援するソーシャル・スキル・トレーニング（SST）（※4）の普及を推進しています。また、地域における発達障害児者の支援体制と社会参加を促す観点から、市町村や事業所への支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応などを行う発達障害者地域支援マネジャーを発達障害者支援センターなどに配置することにより、地域支援機能の強化を図っています。

- ※1 ペアレントメンター：発達障害者の子供を持つ親であって、その経験を活かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。
- ※2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認ツール。
- ※3 ペアレントトレーニング：発達障害者の親が自分の子どもの行動を理解したり、発達障害の特性をふまえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。
- ※4 ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）：発達障害者が集団生活を送る上で必要なノウハウを身につけるための支援。

【障害保健福祉部】

(厚生労働省ホームページより)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hattatsu/gaiyo.html

1 発達障害者の地域支援体制の確立
発達障害者支援体制整備

都道府県・指定都市において、発達障害者やその家族に対して、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、保健所、保育所などの支援関係機関のネットワークを構築するとともに、**ペアレントメンターの養成とその活動を調整する人の配置**、アセスメントツールの導入を促進する研修会などの実施、家族対応力の向上を支援するペアレントトレーニングや当事者の適応力向上を支援するソーシャル・スキル・トレーニング（SST）の普及を推進しています。

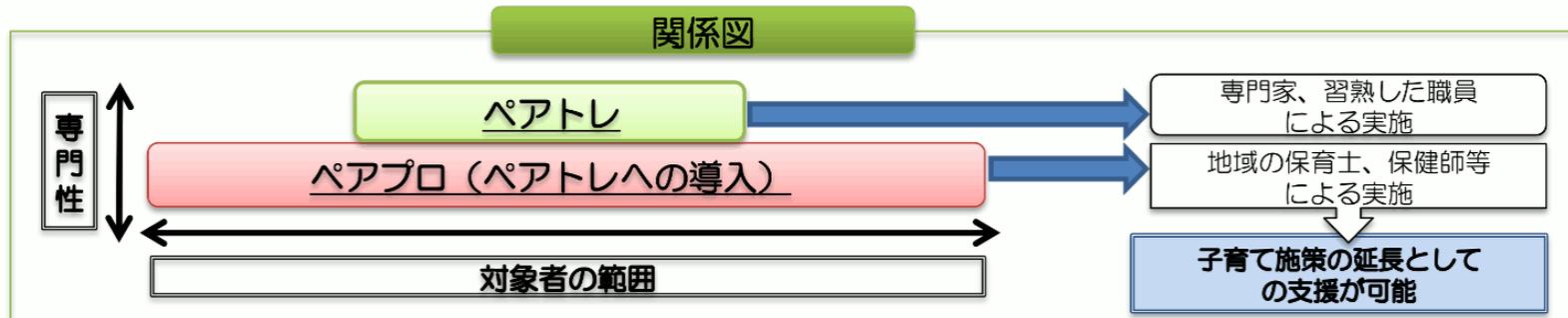
厚生労働省では 2010 年頃より、「ペアレントメンター」を発達障害者の地域支援体制の中で、アセスメントツールの整備、ペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニングとともに、有効な支援手段として位置づけて「ペアレントメンター」を活用する体制の整備を促してきた。

家族支援

(法第13条関係)

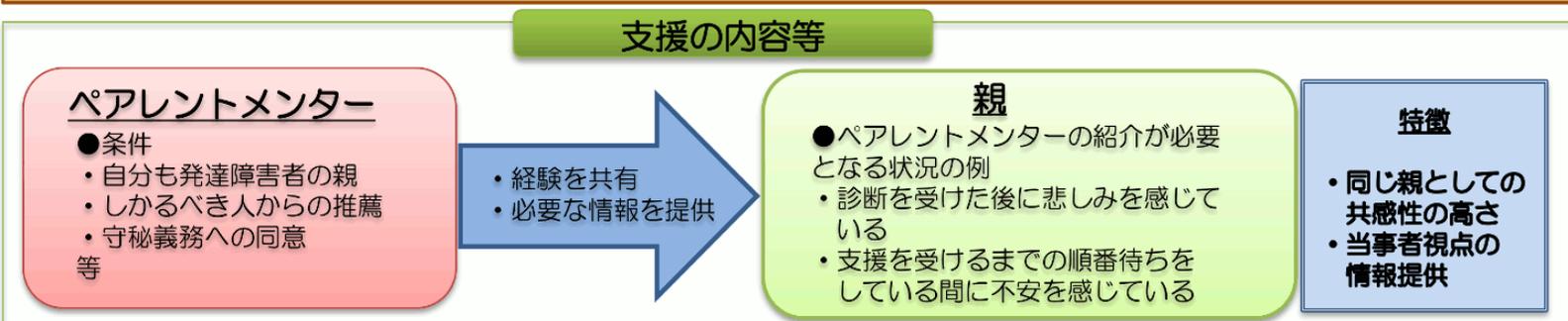
◎ペアレントトレーニングとペアレントプログラム

- ・ペアレントトレーニング(ペアトレ)
親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とする。トレーナーには専門知識が要求される。
- ・ペアレントプログラム(ペアプロ)
地域での普及を図るために開発された、より簡易なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、「親の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てる。発達障害やその傾向の有無に関わらず有効とされている。



◎ペアレントメンター

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。



発達障害者支援法に基づく支援等の全体のイメージ

(厚生労働省資料を改変 H28.5)

